

浜松市歩道橋ネーミングライツ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市が管理する道路付属物である歩道橋に企業等の名称（以下「通称名」という。）を命名する権利を、事業の目的に賛同する企業・団体等（以下「パートナー」という。）に売却する事業（以下「ネーミングライツ事業」）という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ネーミングライツ事業は、道路付属物である歩道橋に通称名を命名する権利をパートナーに売却し、その収入を道路の維持管理費に充当して、市民の安全・安心に資するとともに、パートナーによる地域活動・社会貢献の場を提供することを目的とする。

(ネーミングライツ事業の範囲)

第3条 ネーミングライツ事業の対象は、市が管理する道路に付属する歩道橋のうち、別に定める歩道橋の通称名の命名権とする。

(パートナーの範囲及び名称について)

第4条 パートナー及び歩道橋の通称名については、以下の条件を満たすものとする。

- 一 パートナーの業種及び歩道橋の通称名が、広告掲載要綱及び広告掲載基準の規定に反していないこと。
- 二 歩道橋の通称名が施設名称としてふさわしく、利用者に混乱を生じさせないものであること。

(募集方法)

第5条 ネーミングライツ事業のパートナーの募集方法は、別に定める募集要項により、原則として公募によって行うものとする。

(契約期間)

第6条 ネーミングライツ事業の契約期間は概ね3年間とする。ただし、市及びパートナー双方の合意により更新することを妨げない。

(契約金額)

第7条 契約金額は、募集要項によりその都度定めるものとする。

(選定方法)

第8条 別に定めるネーミングライツ事業審査会において、パートナーの業種、歩道橋の通称名及び契約金額等の要素を判断して選定を行うものとする。

(契約)

第9条 ネーミングライツ事業の実施にあたっては、パートナーと浜松市は別に定める契約書を締結するものとする。

(契約金の不還付)

第10条 徴収した契約金は還付しない。ただし、特別な理由があると認められるときは、契約期間の残存に応じ一部を還付することができる。

(契約の解除)

第11条 市とパートナーは、やむを得ない事情により契約内容の履行が不可能と判断されるときは、契約を解除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。